



三重県公報

平成30年1月5日(金)

第 2968 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
1	みえ県民意識調査の実施	(企 画 課)	2
2	平成30年三重県議会定例会の招集	(財 政 課)	2
3	有害な興行の指定	(少 子 化 対 策 課)	2
4	指定管理者の指定	(文 化 振 興 課)	3
5	同伴	(同)	3
6	構造計算適合性判定を行わせることとした指定構造計算適合性判定機関の業務を行う事務所の所在地の変更	(建 築 開 発 課)	3
7	証紙の販売所の新設の承認	(出 納 局)	5
8	証紙の販売所の所在地を変更した旨の届出	(同)	5
選 管 告 示			
1	不在者投票のできる施設の指定の一部を改正する告示	(選 挙 管 理 委 員 会)	5
2	政治資金規正法の規定による政治団体の届出	(同)	5
3	政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出	(同)	7
4	政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定及び異動の届出	(同)	7
5	政治団体の平成27年中の収支に関する報告書の要旨の公表	(同)	7
公 告			
	土地改良区役員の退任の届出	(農 地 調 整 課)	7
	土地改良事業計画の変更認可	(同)	8
	同伴	(同)	8
	地域森林計画をたてた旨	(森 林 ・ 林 業 経 営 課)	8
	地域森林計画を変更した旨	(同)	8
	三重県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更	(漁 業 環 境 課)	8
	建築基準法の規定による道路の位置指定及びその関係図書の縦覧	(建 築 開 発 課)	11
	県営住宅の入居希望者の募集	(住 宅 政 策 課)	11

告 示

三重県告示第1号

第7回みえ県民意識調査を次のとおり実施します。

平成30年1月5日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 調査の目的

平成24年度からのおおむね10年先を見据えた戦略計画「みえ県民力ビジョン」において、「県民力でめざす『幸福実感日本一』の三重」を基本理念として掲げており、県政運営に活用するため、県民の幸福実感等を把握することを目的とする。

2 調査の期間

平成30年1月9日（火）から同年2月6日（火）まで（29日間）

3 調査対象者

平成29年12月現在で三重県内市町の選挙人名簿に登録されている18歳以上の県民10,000人

4 調査の方法

郵送調査

5 調査の主な内容

- (1) 幸福感
- (2) 地域や社会の状況についての実感
- (3) 政策の重要度に関すること
- (4) 県民指標に関すること
- (5) 家族に関すること
- (6) 人生100年時代に関すること
- (7) 健康づくりに関すること

三重県告示第2号

平成30年三重県議会定例会を次のとおり招集します。

平成30年1月5日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 期日 平成30年1月18日

2 場所 三重県議会議事堂

三重県告示第3号

三重県青少年健全育成条例（昭和46年三重県条例第62号）第11条第1項の規定により、有害な興行として次のとおり指定しました。

平成30年1月5日

三重県知事 鈴木 英 敬

番号	区分	興行名	配給会社名等	指 定 年 月 日	指定理由
1	映画	エンドレス・ポエトリー （原題）POESÍA SIN FIN（ENDLESS P OETRY）	アップリンク （フランス、チ リ、日本）	平成30年 1月5日	著しく性的感情を刺激し、又は著しく粗暴性若しくは残忍性を助長するため、青少年に観覧させることがその健全な育成を阻害すると認められる。
2	映画	スキャンダル （原題）UNTOLD SCA NDAL	ハーク（韓国）		
3	映画	痴漢電車 淫らな手ほどき	新東宝映画		
4	映画	娼年	ファントム・フ イルム		

5	映画	スペルマードー 嵐を呼ぶエクスタシー	オーピー映画
6	映画	あゝ、荒野 前篇 [R18+バージョン]	スターサンズ
7	映画	あゝ、荒野 後篇 [R18+バージョン]	スターサンズ
8	映画	痴漢電車 変態の夢と現実	オーピー映画

三重県告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、三重県総合博物館の指定管理者を次のとおり指定しました。

平成30年1月5日

三重県知事 鈴木英敬

- 1 指定を受けた団体
所在地 津市一身田上津部田1234番地
名称 公益財団法人三重県文化振興事業団
代表者 理事長 雲井 敬
- 2 指定した年月日
平成29年12月22日
- 3 指定の期間
平成30年4月1日から平成32年3月31日まで

三重県告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、三重県立美術館の指定管理者を次のとおり指定しました。

平成30年1月5日

三重県知事 鈴木英敬

- 1 指定を受けた団体
所在地 津市一身田上津部田1234番地
名称 公益財団法人三重県文化振興事業団
代表者 理事長 雲井 敬
- 2 指定した年月日
平成29年12月22日
- 3 指定の期間
平成30年4月1日から平成32年3月31日まで

三重県告示第6号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条の2第1項の規定により構造計算適合性判定（以下「判定」という。）を行わせることとした指定構造計算適合性判定機関の業務を行う事務所の所在地を次のとおり変更しましたので、同法第77条の35の8第4項の規定により公示します。

平成30年1月5日

三重県知事 鈴木英敬

- 1 判定を行わせることとした指定構造計算適合性判定機関の名称等
 - (1) 名称
株式会社建築構造センター
 - (2) 住所
東京都新宿区新宿1丁目8番1号
 - (3) 業務区域
三重県全域
- 2 変更内容

業務を 行 う 事 務 所 の 所 在 地		行わせることとした判定の業務
変更前	変更後	
東京都新宿区新宿一丁目 8 番 1 号	東京都新宿区新宿一丁目 8 番 1 号	一の判定の申請に、次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分を含む判定の業務（株式会社建築構造センターの構造計算適合性判定業務規程等により判定できないものを除く。） 1 全ての建築物（三重県内の事務所での判定が行われるものに限る。） 2 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 81 条第 2 項第 1 号ロに定める構造計算による建築物 3 三重県内に業務を行う事務所を置く指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定業務規程等により、三重県内で業務を行う事務所での判定できない建築物 4 一の判定対象部分の床面積が 5 千平方メートルを超える建築物（三重県内、愛知県内又は長野県内の事務所での判定が行われるものに限る。以下同じ。）又はその計画変更構造計算適合性判定申請に係る建築物
宮城県仙台市青葉区本町二丁目 10 番 28 号	宮城県仙台市青葉区本町二丁目 10 番 28 号	
福島県郡山市中町 11 番 5 号	福島県郡山市中町 11 番 5 号	
埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目 2 番 3 号	埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目 2 番 3 号	
神奈川県横浜市西区北幸二丁目 3 番 19 号	神奈川県横浜市西区北幸二丁目 3 番 19 号	
長野県長野市南県町 1082 番地	長野県長野市南県町 1082 番地	
愛知県名古屋市中区栄四丁目 14 番 2 号	愛知県名古屋市中区栄四丁目 14 番 2 号	
島根県松江市中原町 6 番地	島根県松江市中原町 6 番地	
岡山県岡山市北区内山下一丁目 3 番 19 号	岡山県岡山市北区内山下一丁目 3 番 19 号	
広島県広島市中区八丁堀 15 番 6 号	広島県広島市中区八丁堀 15 番 6 号	
愛媛県松山市三番町七丁目 13 番 13 号	愛媛県松山市三番町七丁目 13 番 13 号	
佐賀県佐賀市駅前中央一丁目 9 番 38 号	佐賀県佐賀市駅前中央一丁目 9 番 38 号	
長崎県長崎市万才町 3 番 4 号	長崎県長崎市万才町 3 番 4 号	
宮崎県宮崎市川原町 5 番 10 号	鹿児島県鹿児島市西千石町 11 番 21 号	
鹿児島県鹿児島市西千石町 11 番 21 号	沖縄県浦添市牧港五丁目 6 番 8 号	
沖縄県浦添市牧港五丁目 6 番 8 号	千葉県船橋市葛飾町二丁目 402 番地 3	
千葉県船橋市葛飾町二丁目 402 番地 3	福岡県福岡市博多区御供所町 1	

福岡県福岡市博多区御供所町 1 番 1 号	三重県四日市市 浜田町 12 番 18 号
三重県四日市市 浜田町 12 番 18 号	香川県高松市亀井町 2 番地 1
香川県高松市亀井町 2 番地 1	

- 3 変更年月日
平成 29 年 12 月 28 日

三重県告示第 7 号

三重県証紙条例（昭和 40 年三重県条例第 12 号）第 5 条第 1 項の規定により指定した証紙の販売人から申請のあった販売所の新設について、次のとおり承認しました。

平成 30 年 1 月 5 日

三重県知事 鈴木 英 敬

販売人の名称	新設する販売所		新設年月日
	名称	所在地	
鳥羽志摩農業協同組合	鳥羽志摩農業協同組合阿児支店	志摩市阿児町鶴方 2402-5	平成 29 年 12 月 21 日
	鳥羽志摩農業協同組合鳥羽支店中之郷	鳥羽市鳥羽 3 丁目 32-21	

三重県告示第 8 号

三重県証紙条例（昭和 40 年三重県条例第 12 号）第 5 条第 1 項の規定により指定した証紙の販売人から、販売所の所在地を次のとおり変更した旨の届出がありました。

平成 30 年 1 月 5 日

三重県知事 鈴木 英 敬

販売人の名称	販売所の名称	所在地		変更年月日
		旧	新	
鳥羽志摩農業協同組合	大王支店	志摩市大王町波切 271-3	志摩市大王町波切 3928-2	平成 29 年 12 月 21 日
	志摩支店	志摩市志摩町和具 890-10	志摩市志摩町和具 88-1	

選 管 告 示

三重県選挙管理委員会告示第 1 号

不在者投票のできる施設の指定（昭和 54 年三重県選挙管理委員会告示第 11 号）の一部を次のように改正します。

平成 30 年 1 月 5 日

三重県選挙管理委員会委員長 高 木 久 代

老人ホームの項中

「鈴鹿市南玉垣町 7300 番地 2 桜の森白子ホーム」を
 「鈴鹿市南玉垣町 7300 番地 2 桜の森白子ホーム」に改める。
 鈴鹿市地子町字金生水 814 番地の 30 短期入所生活介護事業所かなしょうず園」

三重県選挙管理委員会告示第 2 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 6 条第 1 項の規定による政治団体の設立の届出及び第 7 条第 1 項の規定による政治団体の届出事項の異動に係る届出がありましたので、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき公表します。

平成 30 年 1 月 5 日

三重県選挙管理委員会委員長 高 木 久 代

1 政治団体の設立

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
青木秀晃後援会	青木秀晃	青木秀晃	津市一志町小山 390	平成 29 年 11 月 29 日	
川合滋後援会	川合 滋	川合 滋	名張市箕曲中村 74-1	平成 29 年 11 月 28 日	
桑名市の医療・福祉の向上を目指す会	奥村秀郎	奥村秀郎	桑名市桜通 6	平成 29 年 12 月 1 日	
竹下さちこ後援会	荘司光子	竹下昌広	津市緑が丘二丁目 12-9	平成 29 年 12 月 11 日	
野村政美後援会	上嶋 親	千原秀人	多気郡大台町粟生 241-1	平成 29 年 12 月 1 日	

2 届出事項の異動

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日	備考
民進党三重県第 2 区総支部	中川正春	主たる事務所の所在地	鈴鹿市神戸 7-1-5	伊賀市上之庄 205	平成 29 年 11 月 9 日	政党
大野ひろし後援会	臼井喜功	代表者	臼井喜功	井谷 功	平成 29 年 11 月 17 日	
大森まさのぶ後援会	大屋友行	主たる事務所の所在地	多気郡大台町佐原 708-1	多気郡大台町高奈 950-1	平成 29 年 11 月 19 日	
島田佳和後援会	島田佳和	主たる事務所の所在地	四日市市堀木一丁目 3-25	鈴鹿市算所三丁目 17-31	平成 29 年 9 月 21 日	
鈴木健一後援会	鈴木健一	主たる事務所の所在地	伊勢市小木町 66-1	伊勢市藤里町 480-3	平成 29 年 8 月 3 日	
		主たる事務所の所在地	伊勢市藤里町 480-3	伊勢市小木町 66-1	平成 29 年 11 月 17 日	
松高のりひさ会	西川明樹	代表者	西川明樹	時田耕路	平成 29 年 10 月 11 日	
未来に轍をつなぐ会	宮田竜洋	主たる事務所の所在地	鈴鹿市道伯 1-3-7	鈴鹿市高岡台 5-10-10	平成 29 年 9 月 22 日	

代表者 宮田 竜洋 今川 貴博
 会計責 加藤 公友 高津 健一
 任者

三重県選挙管理委員会告示第3号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出がありましたので、同条第3項の規定に基づき公表します。

平成30年1月5日

三重県選挙管理委員会委員長 高木 久代

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日	備考
安保善孝後援会	勝田 真人	平成29年10月28日	
川合滋後援会	川合 滋	平成29年11月10日	
種村ひろゆき後援会	種村 実	平成29年11月19日	

三重県選挙管理委員会告示第4号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定による資金管理団体の指定の届出及び同条第3項第3号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出がありましたので、同法第19条の2第1項の規定に基づき公表します。

平成30年1月5日

三重県選挙管理委員会委員長 高木 久代

1 資金管理団体の指定

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
奥村 秀郎	市議会議員	桑名市の医療・福祉の向上を目指す会	桑名市桜通6	平成29年12月1日

2 資金管理団体の異動

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
鈴木 健一	鈴木健一後援会	主たる事務所の所在地	伊勢市小木町66-1	伊勢市藤里町480-3	平成29年8月3日
		主たる事務所の所在地	伊勢市藤里町480-3	伊勢市小木町66-1	平成29年11月17日

三重県選挙管理委員会告示第5号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の平成27年中の収支に関する報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成30年1月5日

三重県選挙管理委員会委員長 高木 久代

川合滋後援会

報告年月日 平成29年11月28日

1 収入総額	0円
前年繰越額	0円
2 支出総額	0円

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出

がありました。

平成 30 年 1 月 5 日

三重県知事 鈴木 英 敬

川島土地改良区（四日市市川島町 5586 番地）

退任理事

四日市市川島町 1892 番地 2

桂 山 銀太郎

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 48 条第 9 項において準用する同法第 10 条第 1 項の規定により、土地改良事業（朝見上土地改良区維持管理事業）の計画変更を平成 29 年 12 月 20 日認可しました。

なお、変更認可に不服がある者は、三重県を被告として、変更認可があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に認可処分の取消しの訴えを提起することができます。

平成 30 年 1 月 5 日

三重県知事 鈴木 英 敬

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 48 条第 9 項において準用する同法第 10 条第 1 項の規定により、土地改良事業（津田土地改良区維持管理事業）の計画変更を平成 29 年 12 月 20 日認可しました。

なお、変更認可に不服がある者は、三重県を被告として、変更認可があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に認可処分の取消しの訴えを提起することができます。

平成 30 年 1 月 5 日

三重県知事 鈴木 英 敬

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 5 条第 1 項の規定により、尾鷲熊野森林計画区（尾鷲農林水産事務所管内一円及び熊野農林事務所管内一円）の地域森林計画を次のとおりたてましたので、同法第 6 条第 7 項の規定に基づき公表します。

平成 30 年 1 月 5 日

三重県知事 鈴木 英 敬

「次」は省略し、三重県農林水産部森林・林業経営課、尾鷲農林水産事務所及び熊野農林事務所に備え置いて縦覧に供します。

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 5 条第 5 項の規定により、北伊勢森林計画区（四日市農林事務所管内一円及び津農林水産事務所管内一円）、南伊勢森林計画区（松阪農林事務所管内一円及び伊勢農林水産事務所管内一円）及び伊賀森林計画区（伊賀農林事務所管内一円）の地域森林計画を次のとおり変更しましたので、同法第 6 条第 7 項の規定に基づき公表します。

平成 30 年 1 月 5 日

三重県知事 鈴木 英 敬

「次」は省略し、三重県農林水産部森林・林業経営課及び下記の各農林（水産）事務所に備え置いて縦覧に供します。

- 1 北伊勢地域森林計画 四日市農林事務所及び津農林水産事務所
- 2 南伊勢地域森林計画 松阪農林事務所及び伊勢農林水産事務所
- 3 伊賀地域森林計画 伊賀農林事務所

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成 8 年法律第 77 号）第 4 条第 7 項の規定により、三重県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を次のとおり変更しましたので、同条第 10 項において準用する同条第 5 項の規定に基づき公表します。

平成 30 年 1 月 5 日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

- 1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

(1) 本県の水産業は、生産量及び生産額ともに全国でも有数の漁獲実績を示しており、また、水産加工業の生産も盛んであることから、特に沿岸域においては中核的な産業となっている。このことから水産業は、本県

の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

- (2) 本県水域は、点在する天然礁、複雑なりアス式海岸等漁場の立地条件に恵まれ、多種類の魚介類が生息し、我が国有数の漁場を形成している。

しかしながら、海洋生物資源は、漁業の操業や海況の変化等により変動することから、資源水準の低下や減少は、県民、国民のニーズへの的確な対応のみならず、地域の経済の発展への重大な支障となるおそれがある。

- (3) このようなことから、県としては従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等、種々の保存管理措置を講じてきたところであり、この結果、地先の資源を主体として多くの海洋生物資源の保存管理が図られるようになってきている。

さらに海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、基本計画により決定された漁獲可能量及び漁獲努力可能量の都道府県別の数量について適切な管理措置を講じることとする。

- (4) 必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実効措置を講じる等漁獲可能量制度を適切に運用するため、第1種特定海洋生物資源の採捕実績及び第2種特定海洋生物資源に係る操業実績の的確な把握に努めることとする。

- (5) また、漁獲可能量及び漁獲努力可能量について本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、対象となる海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要である。このため県水産研究所を中心とし、国又は関係県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。

- (6) 第1種特定海洋生物資源及び第2種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、従来から資源管理型漁業を実践している魚種については引き続き資源管理を推進していくこととする。

- (7) 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、資源管理・収入安定対策の活用等により漁業者等による自主的な資源管理を推進する。

2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

第1種特定海洋生物資源の平成29年の管理の対象となる期間及び知事管理量は、以下のとおりである。

第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	知事管理量
さんま	平成29年7月から平成30年6月まで	若干
まあじ	平成29年1月から12月まで	5,000トン
まいわし	平成29年1月から12月まで	63,000トン
まさば及びごまさば	平成29年7月から平成30年6月まで	53,000トン
するめいか	平成29年4月から平成30年3月まで	若干

第1種特定海洋生物資源の平成30年の管理の対象となる期間及び知事管理量は、以下のとおりである。

第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	知事管理量
さんま	平成30年7月から平成31年6月まで	(注)
まあじ	平成30年1月から12月まで	若干
まいわし	平成30年1月から12月まで	76,000トン
まさば及びごまさば	平成30年7月から平成31年6月まで	(注)
するめいか	平成30年4月から平成31年3月まで	(注)

(注) さんま、まさば及びごまさば並びにするめいかについては、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

3 第1種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別の数量に関する事項

第1種特定海洋生物資源の知事管理量の採捕の種類別に定める数量は以下のとおりとする。

また、過去の漁獲実績があるものの、資源に対する圧力が小さいと認められる漁業種類については、「若干」とすることとする。

さらに、資源に対する漁獲圧力が無視できるほど小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととする。

第1種特定海洋生物資源	採捕の種類	数 量	
		平成29年	平成30年
さんま	敷網漁業	若干	(注)

まあじ	中型まき網漁業	4,000 トン	若干
	定置漁業	若干	若干
まいわし	中型まき網漁業	37,000 トン	43,000 トン
	船びき網漁業	25,000 トン	31,500 トン
	定置漁業	若干	若干
	敷網漁業	若干	若干
まさば及びごまさば	中型まき網漁業	50,000 トン	(注)
	定置漁業	若干	(注)

(注) 平成30年のさんま並びにまさば及びごまさばについては、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

4 第1種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

【さんま】

敷網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、三重県海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則により採捕数量を管理し、定められた数量を超えないよう指導するものとする。

【まあじ】

中型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとする。

定置漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可統数、免許統数等を現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

さらに、小型定置漁業については、漁獲実績の把握に努めるとともに現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

【まいわし】

中型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとする。

船びき網漁業については、当年の漁獲実績が配分量を超えないように努める。

定置漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可統数、免許統数等を現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

さらに、小型定置漁業については、漁獲実績の把握に努めるとともに現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

敷網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

【まさば及びごまさば】

中型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとする。

また、定置漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、免許統数等を現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

【するめいか】

5 トン未満の動力船により釣りによってするめいかを捕ることを目的とする漁業にあつては、現在自由漁業となっているが、現状の漁獲努力量を増加させることのないよう指導するとともに、漁獲実績の把握に努め、許可制への移行等漁獲努力量の抑制方策について検討する。

5 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力量について本県に定められた量に関する事項

第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち本県に定められた量（以下「知事管理努力量」という。）並びに管理の対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、以下のとおりである。

第2種特定海洋生物資源	採捕の種類	海 域	期 間	漁獲努力量 (隻日)
とらふぐ	小型機船底びき網漁業 (うちその他の小型機船底 びき網漁業)	伊勢湾	平成30年11月1日から 同月30日まで	2,031

- 6 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力量について採捕の種類別に定める量に関する事項
第2種特定海洋生物資源の知事管理努力量の管理の対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、以下のとおりとする。

第2種特定海洋生物資源	採捕の種類	海 域	期 間	漁獲努力量 (隻日)
とらふぐ	小型機船底びき網漁業 (うちまめ板網漁業)	伊勢湾	平成30年11月1日から 同月30日まで	2,031

- 7 知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

【とらふぐ】

伊勢湾及び三河湾のとらふぐを含む小型機船底びき網漁業漁獲対象資源の資源回復を図るために、「三重県資源管理指針」に基づく資源管理措置の着実な実施を推進することとする。

- 8 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項
- (1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査及び研究の充実強化を更に進めることとする。
 - (2) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚及び産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定しました。

なお、関係図書は、三重県伊勢建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

平成30年1月5日

三重県知事 鈴木英敬

指 定 年 月 日	申 請 者		道路の位置	道路幅員及び延長		
	氏 名	住 所		道 路 番 号	幅 員 (m)	延 長 (m)
平成29年 12月13日	株式会社さくら不動産 代表取締役 地 崎 敬太	伊勢市御園町長屋 2147 番 地 4	伊勢市浦口四丁目 618番24、630番10	A	5.0	17.37

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、県営住宅の入居希望者の募集を次のとおり行います。

平成30年1月5日

三重県知事 鈴木英敬

- 1 受付期間
平成30年1月5日（金）から同月31日（水）まで郵送のみによる受付を行い、受付期間内の消印のみ有効とします。ただし、応募者数が募集戸数に満たなかった県営住宅については、平成30年3月7日（水）まで随時申込みを受け付けます。
- 2 受付場所
受付は、郵送のみによって受け付けます。受付期間内に希望する団地の指定管理者宛てに申込書を郵送してください。
北勢ブロック 鈴鹿亀山不動産事業協同組合
〒510-0253 三重県鈴鹿市寺家町 1085-1
中勢伊賀ブロック 伊賀南部不動産事業協同組合
〒514-0008 三重県津市上浜町1丁目5-1 エトアール津 102
南勢ブロック・東紀州ブロック 三重県南勢地区管理事業共同体
〒514-0008 三重県津市上浜町1丁目5-1 エトアール津 102

3 募集する県営住宅及び戸数

ブロック名	地区名	県営住宅名	戸数(優先戸数)
北勢ブロック	桑名	川成(一般)	1
	川越	豊田一色(一般)	1
	四日市	高見ヒルズ(一般)	2
		あこぎ(一般)	2
		笹川(子育て向)	2
		笹川(高齢者・単身可)	2
		笹川(一般・単身可)	2
		笹川(一般)	1
		笹川第二(高齢者)	1
		笹川第二(一般)	1
		河原田(高齢者)	1
		河原田(一般)	1
	鈴鹿	高岡山杜の郷(一般)	3(1)
		桜島(子育て向)	1
桜島(高齢者)		1	
桜島(一般)		3(1)	
中勢伊賀ブロック	津	千里(一般・単身可)	1
		サンシャイン千里(一般)	5(1)
		白塚(高齢者)	1
		白塚(一般)	3(1)
		一身田(身障者)	1
		一身田(一般・単身可)	1
		一身田(一般)	1
		船頭町(高齢者)	1
		神戸(高齢者・単身可)	1
	伊賀	木根(一般)	1
南勢ブロック	松阪	大黒田(高齢者・単身可)	1
		五反田(一般)	1
		粥田(高齢者・単身可)	1
		粥田(一般・単身可)	1
		和屋(身障者)	1
		和屋(一般)	2
		上川第二(一般)	2
		エスベラント末広(一般)	2
	伊勢	旭(一般)	2
		西豊浜(一般)	2
五十鈴川(一般)		1	
鳥羽	安楽島(一般・単身可)	1	
東紀州ブロック	尾鷲	古江(一般・単身可)	1
	熊野	井戸(一般・単身可)	1

表中の(優先戸数)は、母子・父子世帯、障がい者世帯、多子世帯等が対象となります。

4 入居資格

- (1) 現在住宅に困っていることが明らかな者で、同居しようとする親族(婚姻予定者を含みます。)があること(単身入居が可能な場合があります。)
- (2) 三重県営住宅条例(平成9年三重県条例第52号)第6条に規定する収入基準を満たしていること。
- (3) 次に掲げるいずれにも該当しないこと。

ア 過去に県営住宅に入居していた者で、現在、家賃、駐車場使用料、損害賠償金又は遅延損害金を滞納しているもの

イ 過去に県営住宅に入居していた者で、消滅時効の援用・自己破産による免責等で家賃、駐車場使用料、損害賠償金又は遅延損害金の支払を免れたことがあるもの

ウ ア又はイに掲げる者と同居していた者(ただし、当該同居の際に成年であった者に限ります。)

エ イに掲げる者の連帯保証人であった者

- (4) 申込者及び同居予定者が次に掲げるいずれにも該当しないこと。
- ア 過去において県営住宅等に入居し、住宅の明渡しの請求を平成 28 年 4 月 1 日以後に受けた場合であつて、明渡しの請求を受けたときの明渡しの期限までに当該住宅を明け渡したときは、明渡しを行った日の翌日から 2 年を経過していないこと。
- イ 過去において県営住宅等に入居し、住宅の明渡しの請求を平成 28 年 4 月 1 日以後に受けた場合であつて、明渡しの請求を受けたときの明渡しの期限までに当該住宅を明け渡さなかったときは、明渡しを行った日の翌日から 4 年を経過していないこと。
- ウ ア又はイに掲げる者と同居していた者のうち、当該住宅の明渡しの原因となつた行為をした者（当該行為をしたとき成年であつた者に限ります。）が入居しようとする場合又は同居しようとする者に含まれる場合にあつては、当該住宅の明渡しのあつた日の翌日から 2 年を経過していないこと。
- エ 県営住宅の借上げ期間の満了に伴い、住宅の明渡しの請求を平成 28 年 4 月 1 日以後に受けた場合であつて、知事が指定する期限までに当該住宅を明け渡さなかったときは、明渡しを行った日の翌日から 2 年を経過していないこと。
- (5) 地方税を滞納していないこと。
- (6) 連帯保証人を 2 人立てること。
- (7) 暴力団員でないこと（同居しようとする親族も含みます。）。

5 その他

詳細は、各ブロックの指定管理者又は三重県県土整備部住宅政策課住宅管理班（電話 059-224-2703）までお問い合わせください。

北勢ブロック 鈴鹿亀山不動産事業協同組合（電話 059-373-6802）

中勢伊賀ブロック 伊賀南部不動産事業協同組合（電話 059-221-6171）

南勢ブロック・東紀州ブロック 三重県南勢地区管理事業共同体（電話 059-222-6400）

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
